



～環境月間～ 環境について考え、行動しよう！

カーボンニュートラル推進室 ☎ 65-1284
廃棄物対策課 ☎ 65-1252

6月5日は、環境基本法で定められた「環境の日」で、毎年6月を環境月間とし、全国でさまざまな取り組みが行われています。

環境について広く関心と理解を深めるとともに、積極的に環境保全活動を行う意欲を高めるため、身近なところから、私たちができることを考え、取り組みを始めてみませんか？

主体的に、
できることから
やってみよう！



カーボンニュートラル推進室
鶴崎 光

学ぼう！考えよう！

新居浜市地球高温化対策地域協議会総会



地球高温化対策地域協議会は、市民・事業者・行政などが協働で協議を行い、地球高温化防止対策の啓発や清掃などの各種事業に取り組んでいます。

【日時】6月18日(日) 14:00～16:00 (開場 13:30)

【場所】市民文化センター

【参加特典】あかがねポイント 100pt



辛坊 治郎

▼第1部 14:00～

令和5年度総会・事例発表

「使用済み歯ブラシ回収プログラムについて」
発表者：原 恭介（愛媛県環境マイスター）

▼第2部 15:00～

総会記念環境学習講座

「辛坊治郎が斬る！地球環境問題」
講師：辛坊 治郎（元民放解説委員長）

総会会場ロビーで取組事例を紹介！

新居浜市シルバー人材センターの循環型土壌改良剤「シルバーめぐり」



せんてい
剪定くずを機械でチップ化して長時間自然発酵した後、砕土機で不純物を取り除いた発酵堆肥です。愛媛県資源循環優良モデル認定制度（スゴeco）の優良リサイクル製品として認定されています。

行動しよう！



みどりのカーテンフォトコンテスト 作品募集

みどりのカーテンとは、ゴーヤなどのつる性植物をカーテン状に育成したものです。見た目が涼しげだけでなく、直射日光を遮り周囲の温度上昇を防ぐため、夏の節電やCO2削減に効果があると言われています。



【応募対象】

- ・市内在住者
- ・令和5年度に市内に設置したみどりのカーテンの写真
- ・応募者本人が設置し、撮影したもの
- ・他のコンテストに応募または応募予定の写真は不可

【応募期間】

7月3日(月)～9月29日(金)

【応募方法】

カーボンニュートラル推進室窓口にある応募用紙（HPからもダウンロード可）に氏名、住所、連絡先などを記入し、同窓口へ持参、郵送またはメール

〒792-8585 カーボンニュートラル推進室 ☎ 65-1284

mail : zerocarbon@city.niihama.lg.jp

【応募特典】

- みどりのカーテン用「朝顔の種」を希望者に窓口で配布（応募予定者に優先配布。種が無くなり次第終了）
- あかがねポイント（応募者全員 300pt、最優秀賞 2,000pt、優秀賞 1,000pt）



令和5年度生ごみダンボールコンポスト講習会

ダンボールコンポストとは、微生物を利用して生ごみを堆肥化するもので、地球温暖化などの環境問題のために手軽に取り組むことができる活動の一つです。今年度も市内公民館などでダンボールコンポストを利用した生ごみ堆肥化の講習会を開催します。

【申込方法】

開催日までに氏名、住所、電話番号を廃棄物対策課へ電話またはメール（開催日の1カ月前から受付開始）

廃棄物対策課 ☎ 65-1252 mail : gomi@city.niihama.lg.jp

【講師】

にはま環境市民会議

【参加特典】

あかがねポイント 100pt
ダンボールコンポストセット



令和5年度講習会日程

6月	6日(火) (地域交流センター)
	13日(火) (高津公民館)
	27日(火) (中秋公民館)
7月	4日(火) (口屋跡記念公民館)
	11日(火) (多喜浜公民館)
	25日(火) (角野公民館)
8月	22日(火) (若宮公民館)
	29日(火) (船木公民館)
9月	5日(火) (惣開公民館)
	12日(火) (垣生公民館)
	26日(火) (泉川公民館)
10月	3日(火) (浮島公民館)
	10日(火) (新居浜公民館)
	24日(火) (大生院公民館)
11月	7日(火) (中秋公民館)
	21日(火) (神郷公民館)
12月	5日(火) (金栄公民館)
	12日(火) (角野公民館)

※いずれも 10:00 から 1 時間程度

リユース・リサイクル 新たな取り組み

清掃センターで処分している粗大ごみ・不燃ごみの中には、未使用・未開封の物を含め、まだまだ使用可能な物が多くあり、それらのリユースが課題となっています。

そこで、市は昨年10月に県内および九州でリユースショップを展開している「株式会社ありがとうサービス」とリユース活動の推進に向けた協定を締結。まだ使用できる物を活用することで、ごみを増やさない新たなリユース・リサイクルの取り組みに向けて、二つの実証実験を行います。

民間との連携で新たな取り組みが始まります。ぜひ、皆さんも参加してください。



廃棄物対策課
高橋 千尋



昨年10月の協定締結の様子

協定内容（一部要約）

【目的】

市内のリユース活動を促進し、市民サービスの向上および環境負荷の少ない循環型社会を形成すること。

【連携して実施すること】

- リユース活動の拡大
- 新たなリユース活動の創出・導入
- リユース活動を推進するための広報啓発
- リユース活動の推進、循環型社会の構築に向けた取り組み

① ゆいエコ広場

障がい者就労支援施設（ワークチームゆい）の主催でごみの減量と就労支援施設利用者の職業体験機会を増やすことを目的に、施設利用者が不用品を受け取り、持ち込まれた不用品を売り渡します。売買代金は、障がい者就労支援施設の活動費用に充てられます。

【日時】 6月24日(土) 10:30～14:30

【場所】 ワクリエ新居浜

【回収品目】 古着・生活雑貨・空き缶・古紙類

※無償で提供いただけるものをお持ち寄りください。

② 清掃センターへの持込ごみリユース事業

ごみの減量を目的に清掃センターに搬入された生活雑貨など不燃系の不用品のうち、売却可能なものを選別して売り渡します。売買代金は、教育・スポーツ・福祉関係の事業に充てられます。



調査2週間で清掃センターへ持ち込まれた未使用品などの不用品